

令和元年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、令和元年度盛岡市一般会計

令和元年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	南公園球技場整備事業	737,500,000	737,500,000
		体育施設修繕事業	10,820,000	10,820,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	37,531,000	5,927,000
		老人福祉施設整備助成事業	7,730,000	7,730,000
	2 児童福祉費	地域児童クラブ等運営事業	20,914,000	20,685,713
		私立児童福祉施設運営費助成事業	55,500,000	45,836,360
		私立児童福祉施設整備助成事業	652,832,000	652,832,000
		ファミリーサポートセンター事業	481,000	473,678
		つどいの広場管理運営事業	922,000	500,000
		子育て世代包括支援センター事業	461,000	460,840
		児童館管理運営事業	5,241,000	5,174,963
		母子生活支援施設管理運営事業	7,805,000	7,804,200
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	40,000,000	40,000,000
		乳児家庭全戸訪問等事業	500,000	500,000
6 農林費	1 農業費	家畜衛生対策事業	9,138,000	9,138,000
		地区振興センター等管理運営事業	72,736,000	72,636,000
	2 林業費	市有林造成事業（補助）	6,662,000	6,661,406
7 商工費	1 商工費	工業振興事業	38,611,000	38,611,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	15,049,000	15,048,716
		市道舗装二次改築事業	56,100,000	56,100,000
		市道舗装新設改良事業	14,665,000	14,560,331
		側溝整備事業	3,145,000	3,145,000
		踏切拡幅対策事業	3,401,000	3,400,319

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	387,500,000	150,000,000	200,000,000	
		9,800,000		1,020,000
	5,927,000			
	7,730,000			
	20,685,713			
	45,836,360			
	553,639,000			99,193,000
	473,678			
	500,000			
	460,840			
	4,765,040			409,923
	7,804,200			
		40,000,000		
	500,000			
				9,138,000
		72,600,000		36,000
	6,550,911			110,495
				38,611,000
	3,532,000	8,600,000		2,916,716
		50,400,000		5,700,000
	7,280,066	6,600,000		680,265
		3,000,000		145,000
	1,870,176	1,300,000		230,143

款	項	事業名	金額	翌年度額
8 土木費	2 道橋りょう路費	社会資本整備総合交付金事業	円 35,478,000	円 35,477,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	7,728,000	7,727,732
		二子沢線道路整備事業	7,077,000	6,335,459
		渋民東線道路整備事業	13,000,000	12,599,029
		津志田白沢線Ⅱ工区他1路線道路整備事業	35,000,000	35,000,000
		都南中央第二地区生活環境整備事業	22,120,000	21,805,000
		都南中央第三地区生活環境整備事業	92,011,000	89,840,377
		道明地区生活環境整備事業	394,469,000	392,553,789
		下飯岡地区生活環境整備事業	26,205,000	25,000,000
		岩山2号線道路整備事業	16,500,000	15,909,900
		津志田白沢線道路整備事業	39,000,000	35,796,426
		その他交通安全施設整備事業	24,660,000	23,127,327
		新庄1号線道路整備事業	34,222,000	34,221,130
		橋りょう維持補修事業	183,472,000	182,285,060
		交通安全対策特別交付金事業	29,200,000	29,200,000
		ひとにやさしいみちづくり事業	20,916,000	20,915,560
		交通安全施設等整備事業	43,778,000	43,456,800
		東中野門線道路整備事業	26,851,000	20,296,714
		東中野14号線道路整備事業	6,297,000	6,296,700
		谷地頭線外1路線道路整備事業	15,880,000	15,879,334
		岩手公園開運橋線道路整備事業	58,195,000	51,595,917
		下田生出線道路整備事業	21,993,000	21,992,511
		三本柳線道路整備事業	39,628,000	39,627,515
		好摩永井線道路整備事業	9,746,000	9,628,622
西部線外道路整備事業	6,994,000	6,984,216		
渋民好摩線道路整備事業	5,735,000	5,734,144		
南大橋明治橋線道路整備事業	128,864,000	128,863,730		

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	21,286,060	12,700,000		1,490,940
	3,863,866	3,500,000		363,866
	3,167,730	2,800,000		367,729
	6,300,065	6,000,000		298,964
	17,500,000	17,500,000		
	10,900,000	10,900,000		5,000
	43,332,687	45,400,000		1,107,690
	176,093,244	198,600,000		17,860,545
	12,500,000	12,500,000		
	7,954,950	7,100,000		854,950
	17,898,213	16,100,000		1,798,213
	11,607,663	10,400,000		1,119,664
	17,110,565	15,400,000		1,710,565
	100,258,000	73,500,000		8,527,060
	14,600,000	14,600,000		
		18,800,000		2,115,560
	728,400		42,000,000	728,400
	3,307,380	15,300,000		1,689,334
	3,463,185	2,500,000		333,515
	8,733,634	6,500,000		645,700
	28,377,755	20,900,000		2,318,162
	12,095,881	9,400,000		496,630
	21,795,133	16,000,000		1,832,382
	5,295,743	4,200,000		132,879
	3,843,519	2,800,000		340,697
	3,153,779	2,500,000		80,365
	70,875,051	52,200,000		5,788,679

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
8 土木費	2 道橋りょう費	柴沢下田線道路整備事業	14,510,000	13,019,472
		みたけ4号線道路整備事業	80,000,000	79,975,800
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	26,025,000	26,024,565
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	7,410,000	7,409,715
		城西町天昌寺町線外2路線(境田川原踏切)道路整備事業	132,878,000	132,832,867
		永井街道線道路整備事業	12,010,000	12,010,000
		岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業	32,000,000	31,975,546
		西青山一丁目上厨川2号線道路整備事業	10,224,000	10,223,057
		下太田上太田5号線道路整備事業	5,338,000	5,337,244
		日戸柴沢線道路整備事業	1,390,000	1,389,450
		山谷川目線道路整備事業	683,000	682,700
		復興交付金事業	1,726,000	1,725,614
	3 河川費	都市基盤河川改良事業	250,950,000	250,920,000
		準用河川改良事業	22,414,000	22,395,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	281,558,000	275,764,615
		都南中央第三地区土地区画整理事業	417,551,000	413,995,939
		太田地区土地区画整理事業	774,398,000	772,252,318
		盛岡駅南大通線街路事業	30,847,000	28,607,883
		明治橋大沢川原線街路事業	16,650,000	15,583,300
		愛宕町三ツ割線街路事業	10,214,000	10,213,441
		都市公園整備事業(補助)	90,865,000	90,864,840
5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	134,440,000	134,440,000	
	耐震対策緊急促進事業	19,027,000	19,027,000	
9 消防費	1 消防費	防災施設整備事業	26,721,000	26,721,000
10 教育費	2 小学校費	学校給食運営事業	800,000	800,000
		プール改修事業	108,459,000	108,410,000
		大新小学校校長寿命化改修事業	216,358,000	215,904,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	7,201,245	5,500,000		318,227
	44,000,000	32,400,000		3,575,800
	14,088,011	10,900,000		1,036,554
	4,075,344	3,000,000		334,371
	73,057,877	55,300,000		4,474,990
	6,605,500	4,900,000		504,500
	17,586,551	13,000,000		1,388,995
	5,622,682	4,100,000		500,375
	2,935,486	2,200,000		201,758
	694,725	600,000		94,725
	341,350	300,000		41,350
	1,380,492			345,122
	167,280,000	75,300,000		8,340,000
	7,465,000	13,400,000		1,530,000
106,291,217	84,613,119	83,600,000		1,260,279
879,060	154,124,684	232,900,000		26,092,195
29,730,317	328,015,000	397,100,000		17,407,001
	9,628,312	17,200,000		1,779,571
	5,291,650	9,300,000		991,650
		9,200,000		1,013,441
	30,288,000	54,500,000		6,076,840
13,040,000	53,400,000	68,000,000		
	14,270,000			4,757,000
	20,081,000	6,600,000		40,000
			600,000	200,000
	8,631,000	70,200,000		29,579,000
		191,600,000		24,304,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 教育費	2 小学校費	トイレ改修事業	317,422,000	317,422,000
		学校施設防災対策事業	115,610,000	115,610,000
		コンピューター教育施設整備事業	650,409,000	650,409,000
	3 中学校費	学校給食運営事業	200,000	200,000
		トイレ改修事業	83,736,000	83,736,000
		学校施設防災対策事業	9,787,000	9,787,000
		コンピューター教育施設整備事業	301,179,000	301,179,000
	4 高等学校費	空調設備整備事業	38,000,000	37,167,900
		校内LAN整備事業	10,629,000	10,629,000
	6 社会教育費	中央公民館施設整備事業	95,463,000	95,462,400
	計			7,490,644,000

令和2年6月9日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	86,176,000	211,700,000		19,546,000
	37,712,000	75,100,000		2,798,000
	326,821,000	323,400,000		188,000
			150,000	50,000
	21,214,000	56,200,000		6,322,000
	3,200,000	6,300,000		287,000
	151,337,000	149,700,000		142,000
		27,900,000		9,267,900
	5,314,000	5,100,000		215,000
		85,900,000		9,562,400
円	円	円	円	円
149,940,594	3,373,548,515	3,242,800,000	242,750,000	394,764,075

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 28 号

令和元年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

令和元年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
			円	円	円
8	土木費 4 都市計画費	梨木町上米内線（Ⅱ工区）	75,161,360	61,983,960	13,177,400
計			75,161,360	61,983,960	13,177,400

令和 2 年 6 月 9 日提出

により、令和元年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
2,908,800	16,086,200		15,064,850	1,021,350	道路占用物件の撤去に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
2,908,800	16,086,200		15,064,850	1,021,350	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 29 号

令和元年度盛岡市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第18条の2第1項の規定により、令和元年度盛

令和元年度盛岡市水道

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越額

款	項	事業名	継続費額の総額	令和元年度継続費予算現額				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計		
1	資本的支出	1	建設改良費	沢田浄水場 経年導水管 更新事業	1,081,180,000	336,380,000	98,470,480	434,850,480

令和2年6月9日提出

岡市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の 購入限度額
			国 補 助 金	損 益 勘 定 資 金	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円
162,060,480	272,790,000	272,790,000	44,714,000	228,076,000	0	0

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 30 号

令和元年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和元年度盛岡市水道事業会計

令和元年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,852,438,000	1,530,581,196	1,117,761,000

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	988,999,000	727,255,006	29,603,000

令和 2 年 6 月 9 日提出

予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				損益勘定 留保資金等	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
工事負担金	出資金	国庫補助金	円				
円	円	円	円	円	円	円	
72,345,000	40,000,000	121,738,000	883,678,000	204,095,804	0		入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。

左の財源内訳				損益勘定 留保資金等	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
工事負担金	出資金	国庫補助金	円				
円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	29,603,000	232,140,994	0		関係機関との調整による。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 31 号

令和元年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，令和元年度盛岡市下水道事業会

令和元年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	1,969,621,000	1,025,735,262	927,276,000

令和2年6月9日提出

計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	円	関係機関との調整による。
385,400,000	18,000,000	357,322,000	166,554,000	16,609,738	0	

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
(仮称) 青山三丁目アパート新 5 号館建設（建築主体）工事	契約金額「 447, 014, 700円」を「 447, 153, 300円」に改める。	令和 2 年 5 月 22 日

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 130,620円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年10月25日、盛岡市立見前中学校グラウンド南側歩道において、同校の男子ソフトテニス部の生徒が、日没後にランニングをしていたところ、歩行中の相手方と右肩同士が衝突し、転倒させ、怪我をさせたことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 7,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 3 月 18 日、盛岡市羽場 7 地割地内において、市道仲街道線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 3 月 22 日、盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金17,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 4 月 20 日、盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 457,600円也
- 3 損害賠償の原因

令和2年3月27日、盛岡市紺屋町地内において、市有車が信号待ちをしていた相手方の車両に衝突し、車両を損傷したことによる。